

公告第26号

任意継続被保険者に関する標準報酬について

標記について、令和6年度標準報酬月額を下記のとおり取り扱うこととしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないようにご配慮願います。

記

1. 健康保険法第47条第2項の規定による、本年9月30日における全被保険者の平均報酬月額は、407,043円です。
2. 上記の額は、標準報酬月額410,000円(27等級)に相当し、令和6年4月1日より任意継続被保険者の保険料計算の基礎として適用します。

ただし、退職時の標準報酬月額が、この額を下回る場合は、退職時の標準報酬月額となります。

以上

令和5年10月30日

日本貨物検数健康保険組合理事長

